

弁明の機会の確認内容等について

1 弁明の機会について

政治倫理委員会は、審査請求の対象となっている議員に委員会への出席を求め、弁明の機会を与えなければなりません。

(委員会の審査)

第6条 委員会は、前条の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査を行う。

2 委員会は、審査請求の対象となっている議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

以下略

弁明の機会では、政治倫理委員会は最終的な判断（政治倫理基準違反の有無、措置が必要か否か）を見据えた内容の質問を行い、審査結果報告書を作成していきます。

2 弁明の機会の日程について(次回委員会の開催日)

三豊市議会議員政治倫理委員会(第2回)

日時 令和8年6月22日(月) 常任委員会終了後

場所 議会 委員会室

3 弁明の機会における質問について

- ・ 事実確認
- ・ 議長の聞き取り内容の確認
- ・ (例)審査請求書にある「審査請求書の理由」、「疑義の内容」に対し、弁明はありますか。
(対象行為が政治倫理基準に抵触する可能性を、どのように認識しているか)
- ・ (例)対象行為が三豊市議会及び三豊市に及ぼす影響を、どのように認識していますか。
- ・ (例)審査請求書にある「疑義の内容」について、相手(要望書提出者、金融機関)は、どう思っていると考えていますか。 など